

年度当初に教職員に伝えたことです。

令和7年度 学校経営方針

板橋区立板橋第四小学校

校長 堀内 祐子

【学びのエリア 目指す児童・生徒像】

- 学びを生かし、自分で考え、判断し、表現（行動）できる子ども
- 豊かな心と思いやりの心で人と関われる子ども
- 心身共に健康で、目標に向かって挑戦できる子ども

1 学校教育目標

○自分もみんなも幸せにする子

教育目標の達成に向け、以下の基本方針に基づき、各教科・領域、全ての教育活動を意図的・計画的、そして組織的に実施する。

- (1) 確かな学力の定着・向上
- (2) 豊かな人間性の育成
- (3) 誰もが希望する質の高い教育を受けられる環境整備
- (4) 保幼小中のつながりある教育の実現
- (5) 地域による学び支援活動の促進
- (6) 心身の健康と体力の増進
- (7) 令和7年度最重点教育活動

総合的な学習の時間においては、教科の枠や学年の枠を超えた自由進度、自由内容学習を推進する。また、全学級において、教科における自由進度学習を実践する。これらにより、個別最適化、協働的な学びの実現を目指す。

2 学校経営の基本的な考え方

令和5年5月の新型コロナウイルスの5類移行に伴い、学校の教育活動も通常の運営ができるようになってきました。しかし、このコロナ禍で学校が経験してきたことを生かし、決してコロナ前に戻ることのないよう、本当に必要な教育活動は何かを見極めていきたいと思います。

本年度から、「自分もみんなも幸せにする子」と教育目標を変えました。教育の目的は、「個人のウェルビーイングと社会のウェルビーイングの二つを実現することである」と言われます。つまり、教育は、「子どもたち一人一人と社会全体が、現在から将来にわたって幸せで満ち足りた状態となるため」に行われるものでなければなりません。

では、人間は、どのようなときに幸せを感じるのでしょうか。それを明らかにするために、慶應義塾大学大学院 教授の前野 隆司氏の研究グループはアンケート調査の結果からコンピューターによる因子分析を実施し、幸福感と深い相関関係がある以下の四つの因子の存在を明らかにしました。

一つ目が、「やってみよう」因子（自己実現と成長の因子）夢や目標ややりがいをもって、「本当になりたい自分」をめざして成長していくとき、人間は幸せを感じるということです。ただし、「やらされ感」の

強い目標ではなく、わくわくするような目標でなければ幸せになれません。目標を自分事と捉えてやりがいを感じることが大切です。

二つ目は、「ありがとう」因子（つながりと感謝の因子）多様な人とのつながりをもち、人を喜ばせたり、人に親切にしたり、感謝したりすることが幸せをもたらすといえます。

三つ目は、「なんとかなる」因子（前向きと楽観の因子）いつも前向きで、「自分のいいところも悪いところも受け入れる」という自己受容ができており、「どんなことがあってもなんとかなるだろう」と感じる楽観的な人は、幸せになりやすいといえます。

四つ目は、「ありのままに」因子（独立と自分らしさの因子）人目を気にせず、自分らしく生きていける人は、そうでない人と比べて幸福感を覚えやすい傾向があるといえます。そのためにも自分軸をしっかりとつことが大切になります。自分軸がぐらつくと、人と比べ「自分はだめだ」と思い込み、幸福度は低くなります。

本年度、新教育目標の下で、この四つの因子を意識しながら、一人でも多くの子どもが「頑張ったらできるようになった。」「友達を喜ばせることができた。」「失敗したけれど次も頑張ろう。」「頑張った自分を誇りに思う。」と思えるような経験を積み重ねさせていきたいと思います。

なお、ウェルビーイングを求めるのは、子どもたちだけではなくありません。教職員もこの四つの因子を意識して、板橋第四小学校で「幸せ」になってほしいと思います。

「自分で考え、判断し、責任をもって行動する」

本年度から、最上位目標からは外しました。理由は教育目標が最上位であるべきだからです。ただし、「自分もみんなも幸せにする」ためには、この姿勢が必要であることは根底においてください。

学校経営の基盤は、自己肯定感と自己成長感の醸成、また、それを土台としたより高い目標に向かい学び続ける児童の育成と考えます。そのためには、まず、子ども一人一人が自分の良さに気付くことが大切になりますが、同時にそこには、児童が自己を客観的に判断できる力も必要となります。

教師の役割は、子どもが正しく判断できるよう導くことにあります。しかし、それは教師の価値観や考え方の押しつけであってはなりません。もちろん、「だめなことはだめです。」しかし、そこでとどまるのではなく、「なぜだめなのか」「どうすればよかったのか」をしっかりと考えさせることが、判断の基準を他律ではなく、自律に求める子どもの育成につながると考えます。

自分自身の判断に自信がもてるようになったとき、子どもは初めて真の自己肯定感や自己成長感を得ることができます。そして、自己肯定感や自己成長感が誇りと自信を培い、新たな課題に挑戦する原動力になるのです。そのためにも、一人一人の子どもたちが、自分たちの成長や変容を実感できる教育環境の整備、授業の改善、児童理解に努めてください。

併せて、先生方の視点を「管理から支援へ」と変換してほしいと思います。学校運営の安定や学級経営の安定には、「管理」が必要だと考える方もいるかもしれません。確かに、集団にはある程度の決まりやルールが必要です。ただし、その決まりやルールは単に管理しやすいから、慣例だからという理由になっていないかどうかを見つめ直す時期になってきていると思います。実は管理する方も管理される方もきまりがある方が楽なのです。なぜなら、自分で考える必要がないからです。しかし、その状況になれてしまうと、自ら考えたり判断したりすることができなくなり、判断の基準を他人に求めたり、何かに求めたりするようになります。「だって〇〇君が言うから」「だって〇〇だから」という言い訳に終始するのではなく、子どもたちには最終的に自分を管理（判断）するのはルールや決まりではなく、「自

分自身」であることに気付いてほしいと思います。

また、先生方には子どもたちへの指導が、教師にとって都合がよいからなのかどうかを考えてほしいと思います。子どもたちサイドに立った指導は管理でなく、自ら判断する力を付けさせるための支援になるはずです。このように考えると、学級経営に必要なのは「管理」ではなく、児童一人一人が正しい判断ができ、「自分からすすんで」守ろうとする「規律」なのではないかと考えます。

そうはいつても、高学年になると屁理屈は言いますし、反抗的な態度を取る児童もいるでしょう。でも、児童の声に耳を傾けながら、冷静に、頭ごなしではなく、決めつけや押しつけでもなく、子どものプライドを保ちながら、理屈と情とを混ぜ合わせながら、子どもが自ら気付けるように諭していく、その指導こそが「教え」「諭す」という「教諭」の仕事であると考えます。また、声を荒げる威圧的な指導や体罰・暴言は教師の指導ではありません。そのような指導は教師自身の指導力のなさを露呈するものであると肝に銘じて職務を遂行してください。

3 学校経営目標

(1) 目指す学校像

「共育・協働により子どもが成長を実感できる学校」

- ・児童が将来への夢や希望をもって成長していこうとする意欲のもてる学校
- ・教職員が一人一人の持ち味を生かし、組織的に協働し、高め合い、子どもの成長に寄り添い、支援する学校
- ・保護者や地域に開かれ、共に歩む学校

(2) 目指す児童・生徒像（学びのエリア共通） 再掲

- ・学びを生かし、自分で考え、判断し、表現（行動）できる子ども
- ・豊かな心と思いやりの心で人と関われる子ども
- ・心身共に健康で、目標に向かって挑戦できる子ども

(3) 目指す学力

- ・子どもが自ら獲得した知識を基に、思考・判断・表現できる力（読み解く力の育成を通して）
- ・学びに向かう力

(4) 目指す教職員像（求める教師像）

- ・教育公務員としての自覚、社会性を身に付けている教職員
- ・自らの役割を自覚し責任を果たし、専門的な知識・技能に富み、常に研修意欲をもつ教職員
- ・常に指導力向上に努め、授業の改善・充実に努める教職員
- ・児童の心に寄り添い、受容と共感の姿勢で粘り強く指導を行い、児童が自ら育つための支援に努める教職員
- ・あらゆる人権侵害の行為を許さず、いじめ・体罰などがない学校づくりを推進する教職員

教育公務員として当たり前のことです。服務事故には十分気を付けて、それぞれのお立場で、1年間の職務を全うしてください。

4 学校経営目標達成のための具体的な方針

(1) 板橋区授業スタンダードBの徹底

「めあて」「ふりかえり」「学習の流れの提示」

- ・アウトプットを重視した「めあて」、めあてを基にした「ふりかえり」
- ・児童と教師の「学習の流れ」を共有化
- ・「めあて」の週案への記載

授業は教師と児童の二人三脚で行うものだと思います。もし、その片方がゴールも見えず、その間にある障害物（学習活動）も見えていないとしたら、果たしてゴールまでたどり着くでしょうか？教師だけが、ゴールイメージをもって1時間の授業が進むことは、児童が学習に対して受け身になるだけです。児童が1時間の学習の内容やゴールイメージ（見通し）をもつことは、主体的な学習者に育てます。

目指す学力の一つに「学びに向かう力」があります。子どもたちが主体的に学びに向かうためには、自分の目標に向かって必要な学習は何か、自分は何が分かっている（できていて）、何が分かっているのか（できていないのか）を認知（メタ認知）させることが大切です。そのためには、「板橋区授業スタンダード」にもある「振り返り」を重視してください。

（２）板橋区授業スタンダードSの推進

昨年度は、総合的な学習の時間で「自由進度・自由内容学習」を進めてきました。先生方のご努力のおかげで、子どもたちにとって良い学びの時間となったと思います。本年度も1学期から2学期にかけて「よんちゃんタイム」として実施していきます。また、本年度は、それに加え、全学級、教科で「自由進度学習」に取り組んでみてください。区としても実践例を集めながら取り組んでいるものですので「正解」はありません。先生方の実践が区のスタンダードになるかもしれません。それぞれの学年の発達段階に合わせた取組をお願いします。

（３）適正な時数管理と週案作成

昨年度から、週の指導計画（週案）の様式を変更しました。これにより、時数管理が正確にできるようになります。余剰時間が限られる中、適正な時数管理は必須です。学年主任に任せることなく、各学級の時数管理は一人一人が責任をもって行ってください。

また、週案には必ず「めあて」と安全指導・安全管理について記載してください。教員には安全配慮義務が課せられています。安全指導・安全管理についてしっかりと記載していることは安全配慮義務の一部（全部ではありません）を果たしている証明にもなります。自身の身を守ることにもつながると思ってください。

（４）読み解く力

授業は教科書を読ませることを基本としてください。「教科書を読むこと」は「読み解く力の基本」です。特に、「理科」「算数」等でも教科書を読ませてください。教科書を読ませないのは「そこに答えが書いてあるから」「教科書に書かれているので見ると子どもが考えないから」などがその理由かと思いますが、教科書に書かれていることを先生が説明する必要はありません。教科書の知識は自分で獲得させる、その知識を基に思考・判断・表現する時間を重視してください。

そのためにもぜひ、「教科書」を読むこと（音読・微音読・斉読・範読）を授業の中に必ず位置付け

てください。ただし、どうしてその読み方なのか必ず「意図」をもってください。すらすらと読ませることも必要だと思いますが、より重視してほしいのは「読み」ながら「思考」させることです。必ずしも、6つの視点にダイレクトに関連させることはできないかと思いますが、思考しながら文章に向き合うことは、「読み解く力」の基礎基本です。その習慣を子どもたちにしっかりと身に付けさせるためにも日常的化を図ってください。

(5) チーム学習・思考のバージョンアップ

令和3・4年度の「いたばしの教育ビジョン研究奨励校」での研究の成果をもとに、チーム学習と思考のバージョンアップを継続して推進していきます。

「チーム学習」の取り組ませ方については工夫をする必要があります。板橋区授業スタンダードに則った授業では「自力解決」→「ペア・トリオ学習」→「全体学習」の流れで授業が展開されます。板四小に限らず他の学校でも同様な傾向が多く見られますが、「自力解決」で考えた意見を「ペア・トリオ」で交流し、更に「全体」で交流すると、同じことを3回発表したり、聞いたりすることになります。すると、授業後半になることもあって「全体」の学習時にだれてしまうことが多々あります。要因としては、この三つの学習の「差別化」が図れていないからだと思います。三つの学習を経ることで授業の狙いが達成されればよいと思いますので、もう少し児童の思考の流れを細分化(*)してもよいのではないのでしょうか。

例えば、ある場面で登場人物の気持ちを考えさせることをねらいとした授業であれば、

「自力解決」→登場人物の行動が分かる文に線を引く⇒「家路につきました。」

「ペア・トリオ」→そのときの気持ちが分かる文はどれか話し合っ線を引き。⇒「ほかほかした気持ち」「みんなのおかげで、気持ちよくすごせそうじゃい」

「全体」→気持ちの分かる文の登場人物の気持ちを話し合う⇒「あたたかい気持ち」「安心」「ありがたい」「みんな親切にしてくれてうれしかった」・・・

*思考を「細分化」するだけでなく、三つの学習を通して思考を段階的に「焦点化(深める)」する、「広げる」なども考えられると思います。その際、「比較する」「分類する」などをうまく活用できると「思考を整理」する方法も学ぶことができます。

(6) 自由進度型家庭学習の推進

「自由進度学習」とともに個別最適な学びを実現するための両輪となるのが、本校で取り組んでいる「自由進度型家庭学習」の取組です。出された課題に取り組むだけでは、「学びに向かう力」は育ちません。また、漢字を2～3回書けば覚えられる子、10回書いても覚えられない子など、子どもの能力は様々です。一律に出される宿題が本当に必要な学習か、子どもたちにとって個別最適なものになっているのか、ぜひ考えていきたいと思っています。教師は宿題を一律に出すこと、児童は宿題に一律に取り組むことで「やらせた感」「やった感」を得て満足しているだけではないかとダウトをかけてみてください。長い目で見た時、子どもたちにとって本当に必要なものは「学び方」を学ばせることなのではないのでしょうか。

家庭学習において、子どもたちの「学びに向かう力」のために、以下の3つを身に付けさせる取組を考えていきたいと思っています。

○自己マネジメント力

- ・子どもたちが家庭学習の目標や計画を自ら立てて、主体的に学習を実行していく力

○自己学習力

- ・宿題や予習、復習、そしてテスト準備を計画的にやり遂げて、更に自ら課した自主学習についても目標と計画をもって実行する力

○自己制御力

- ・家庭において学習を阻害する誘惑に打ち克つ力

昨年度の取組を参考に、各学年の発達段階に合わせ取り組んでほしいと思いますが、自由にするとどうしても取り組まない児童がでてきます。その際は、「できること」「できる量」等を児童と相談するなど、計画の段階に力を注いでください。課題をこなすことではなく、自分自身を見つめ、計画を考えることがこの「自由進度型家庭学習」の目的です。

(7) 生活指導の心得

- ①児童が在校している間は、できる限り児童の側から離れない。

専科等で教室に児童がいないときは、原則教室で執務にあたる（＊）、専科の見送りや休み時間後に教室に戻るときは、校内を巡視しながら戻る。廊下に出ている児童がいたら声をかける等

＊ ただし、緊急対応が必要な場合はこの限りではありません。

- ②朝の学級の時間開始時刻、授業開始時刻には教室にいる。

- ③児童の問題行動への対応は複数の教員であたる。（保護者対応も同様）

- ④ 問題行動が、学年全体、低・中・高集団に影響を及ぼす可能性のあるときは、学年集会等を開き、学年全体で指導を行う。

「学級の問題は学年の問題」「学年の問題は学校の問題」であるという認識を全教職員が持ち続けてください。問題行動や保護者対応は複数対応が基本です。

また、問題行動を起こした児童にはしっかりと聞き取りを行ってください。彼らなりの言い分があるはずです。それが、たとえ大人からしてみると自分勝手な理由だったり、状況を考えていない理由だったり、屁理屈だったとしても、大人がシャットダウンをしてしまうと、「聞いてくれなかった」「自分ばかり叱られる」など、教師への不信感につながります。しっかりと言い分を聞き取った上で、「なぜ～なのか」「なぜ～しなければ、ならないのか」「なぜ～がよいのか」「どうすればよかったのか」「より良い解決策はなかったのか」等、子どもたちにしっかりと問いかけてください。たぶん、子どもたちは「分からない」「べつに～」など、考えることを面倒くさがると思います。それでも、先生方が問い続けることで、子どもが思考し始める「きっかけ」を作ることになります。子どもたちの思考の扉を「ノック」し続けてあげてください。

(8) 特別支援

①不登校

板橋区では令和4年度不登校児童・生徒数が1000人を超えました。本校も決して例外ではなく、複数の子どもたちが不登校、不登校気味の状況にあります。しかし、そこには、病気等の理由で欠席になって児童は含まれていません。「病気」の原因が「不登校」ではないかと推察される児童がかなりの数

いるのも現状です。

不登校の要因は様々でこれといった解決策がないのが現状だと思いますが、決してあきらめることなく、子どもたちや保護者にアプローチは続けていってください。

「不登校対応ガイドライン」には必ず目を通しておいってください。

②いじめ対応

昨年度、SOSシートや先生方の見取りにより、多数のいじめを認知することができました。解消したいいじめもありますが、まだまだ対応が必要ないじめもあります。重大事案になるようないじめはありませんでしたが、軋隠し等のいじめはありました。そのようなときは、「いじめである」と明確に価値付けてください。「いじめはどんな理由があってもやっていけない」と90%以上の子どもたちが回答しているにもかかわらず、いじめをなかなか根絶できないのは「いじめ」という言葉と具体的な行為が結び付いてない、具体例同定ができていないからなのではないかと思います。また、いじめの定義は「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」です。つまり、行為を受けた児童が「いじめられた」と感じた時点で「いじめ」になります。子どもたちの中には「自分が楽しいから、相手も楽しいはずだ」と勘違いする児童もいます。自分とは違う考えや感性をもっている友達がいることを折に触れ指導していってください。いじめの未然防止・早期解決につながる指導です。

「いじめ防止基本方針」には必ず目を通しておいってください。

③特別支援教育

本年度、STEP UP教室なのはなの巡回指導日が週2回に増え、4月現在、全校で多くの児童が指導を受けています。通級児童が在籍している学級担任は巡回指導の教員と以下の連携を密にしてください。

- ・ 日常の指導の連携
- ・ 児童実態表の作成
- ・ 個別指導計画に関する打ち合わせ及び個別指導計画の入力
- ・ 個別指導計画における手立ての実践

また、本校の規模でSTEP UP教室の指導を受けているのは、全児童の約4%です。特別な支援を必要とする児童は約8%程度だとも言われていますので、各学級で支援1・2レベルの児童やSTEP UP教室の通級につなげられていない児童も存在することが想定されます。各学級で支援が必要ではと思われる児童がいる場合は、学年主任や特別支援コーディネーターとぜひ情報を共有してください。学年主任や特別支援コーディネーターは、必要に応じて特別支援校内委員会で検討の対象としてください。

その際、気を付けていただきたいことは、特別支援教育やSTEP UP教室は、「児童の困り感」に対して支援や指導を行うものです。「担任が指導に困っている」との峻別をしっかりとつけてください。

（9）服務事故〇

板橋区では月に1回服務事故防止研修が各学校で実施されています。それだけ、服務事故が多い区であると考えられます。

本校でも一昨年度は個人情報に関する服務事故がありました。学校で扱うものは、ほぼ全てが個人情報であると心得てください。一昨年度作成した「板橋第四小学校個人情報対応マニュアル」を活用し、個人情報に関する服務事故がないよう十分留意してください。また、個人情報等の服務事故は先生方に余裕のないときに発生しがちです。余裕をもって職務を遂行できる環境をぜひ作り上げ、服務事故0を目指していきましょう。

服務事故は、個人情報だけではありません。板橋区では昨年度も残念ながら、「わいせつ事案」が発生しました。当該児童・生徒はもちろんのこと、その学校の全ての児童・生徒にとって耐えがたいことだったと思います。学校への信頼も失墜し信頼を回復するためには何年ものかかることが予想されます。教師は児童・生徒を守るべき立場であり、決して児童・生徒を害することがあってなりません。体罰と併せてこの点についても肝に銘じて職務にあたってください。

東京都教育委員会から出されている「使命を全うする！」を常に参照できるように身近においてください。

併せて、「著作権」についても十分ご注意ください。

(10) 教職員の働き方改革

- ・子どもと向き合う時間の確保
- ・働き甲斐改革（やらなくてはならないこと・やりたいことの選別、あった方がよい活動の見直し）
- ・ライフワークバランスの実現

新型コロナウイルスを境に、行事等の精選はかなり図られたと思います。しかし、依然として月の残業時間が70時間を超える方もいらっしゃるのではないのでしょうか。文部科学省は、月の残業時間の上限を45時間と決めました。その基準に照らして昨年度のご自身の勤務状況を御確認ください。もし、上限を超えている場合は、職務の削減が必要となります。教員の仕事にはきりがありません、その要因の一つには「やらなくてはならないこと」と「やりたいこと」が混在しているからだと考えます。まずは、その二つを選別し、「やらなくてはならないこと」を優先することが働き方改革です。また、「やらなくてはならないこと」にもぜひ、ダウトをかけてみてください。学校の教育活動に意義のないものなどありません。しかし、慣例で行っているもの、行うことが当たり前になっているものがないかを皆さんと一緒に見直していきながら、「あった方がよい」程度の活動や職務は削減していきましょう。その上で生み出された時間を「やりたいこと」に充てられる環境としていくことが「働き甲斐改革」なのだと考えています。本年度は、自己申告の際に目標とする「時間外在校時間（平均）」を明記していただく予定です。

また、昨年度から、「働き方改革」の一環として、通知表の2期制を開始しました。他にも働き方改革に資するような取組がありましたら、先生方からどんどん発信してってください。

4 基本方針達成のための環境条件整備

全教職員自身が板四小の子どもを育てる「教育環境」であるという考えに立ってください。

○事務室は、教育課程の完全実施のための支援として

- ・学校予算の計画的な執行を実施する。
- ・私費会計の確実な処理を行う。

- ・消耗品の整備、保管と文書管理を適切に行う。
- ・施設整備、備品等の恒常的な点検と迅速な整備に努める。
- ・安全点検システムを構築する。
- ・E S Dの視点に立った学校実現へ向けて、具体策の計画・提案・実施・評価を行う。

○栄養士は、担任・養護教諭・給食室との連携において

- ・子どものために安全でおいしい給食を提供する。
- ・安全と衛生を徹底する。(特に食物アレルギーへの対応)
- ・各学年に応じた栄養指導を実施する。
- ・家庭と連携し、教育活動全体を通じた食育を推進する。

○用務主事室や受付は

- ・美しく快適な学習環境作りを推進する。
- ・情操を高める自然環境作りに協力する。
- ・来校者、来客への温かな接遇、案内に努める。
- ・子どもの安全を第一に考えた来校者の管理を行う。

事務室・主事室・給食室の方々には、陰で多くの御支援をいただいています。そのことを子どもたちが、「当たり前」だと思わないように、気付かせてあげてください。「してもらっている」と気付くことで「大切にされている」と気付くことができます。